

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和五年八月二十一日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西 村 記

青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程の一部を改正する規程

青森県後期高齢者医療広域連合事務専決代決規程（平成十九年二月一日青森県後期高齢者医療広域連合規程第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

四 課長が専決権限を有する事項について、課長が不在のときは、当該事務を担当するチームリーダーがその事務を代決する。

別表中

人事・庶務事務 週休日の振替、休日の代 事務局長及び課長	個人情報保護	個人の権利利益の保護のための保有個人 情報の開示決定	一　上記を除く、行政文書の全部開示又は一部開 示決定及び不開示決定	上記を除く、行政文書の全部開示又は一部開 示決定及び不開示決定	原簿、台帳等の作成、訂正及び記載の確認	届出書、申請書及び請願書等の受理	上記以外のもの
		情報公開	一　広報活動の実施の決定 二　広報の取材及び編集発行	一　広報活動の実施の決定 二　広報の取材及び編集発行	原簿及び台帳の作成等	届出書の受理	軽易なもの
		広報広聴			国・県支出金等の申請及び精算	告示、公示、送達	調査、報告、照会、回答、進達
		び精算			国・県支出金等の申請及び精算	原簿、台帳等の作成、訂正及び記載の確認	所管に属する運営の総合調整
					届出書の受理	原簿及び台帳の作成等	所管に属する運営の総合調整
					告示、公示、送達	告示、公示、送達	重要なもの
					軽易なもの	結果、将来に影響を及ぼすおそれのあるもの	各課共通（ただ一般事務
							し、各課専決事項において別に定める場合を除く。）



		総務課			
		総務関係事務			
		人事関係事務			
共済組合	給与	資金前渡、概算払及び前払金	旅行命令 日勤務命令	時間外勤務命令及び休 日勤務命令	文書事務
		資金前渡、概算払及び前払金	一 事務局長及び課長の県外旅行命令及 び県内旅行命令  二 各種委員の県外旅行命令及び県内旅 行命令	例規 公印管理	入札
職員の共済組合員資格の取得、喪失その他の 手当の支給に係る事務	扶養、通勤、寒冷地、住居、児童等各種 手当の支給に係る事務	資金前渡、概算払及び前払金の精算に係る確 認	副参考、主幹、主査、主任及び主事の県外旅 行命令及び県内旅行命令	文書事務	物品の購入契約
一 算定基礎の明らかな給与額の決定			公印の登録、廃止及び保管	文書の取扱区分の決定並びに文書の收受及 び発送	品の購入契約
			例規集の編さん	文書の取扱区分の決定並びに文書の收受及 び発送	入札（見積を含む。）の執行及び落札者（契 約の相手方を含む。）の決定

業務課	後期高齢者医療事務	財政関係事務			職務に専念する義務の免除	届出及び各種給付金の請求	
		基金	予算	支出命令			
	資格管理及び給付等	基金の増減及び運用の決定	一 目節の流用 二 予備費の充用で一〇〇万円未満のもの	一 被保険者の資格得喪の決定 二 被保険者の障害の認定 三 負担区分の判定 四 被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の交付 五 診療報酬請求の審査及び過誤の調整 六 療養の給付の決定 七 入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養	断 すべての支出命令 細節の流用	採用時及び定期的な職員に対する健康診断	職員
	一 事業計画及び運営方針の決定 二 療養の給付を受ける場合の一部負担 金の減免及び猶予	一 被保険者の資格得喪の決定 二 被保険者の障害の認定 三 負担区分の判定 四 被保険者証（被保険者資格証明書を含む。）の交付 五 診療報酬請求の審査及び過誤の調整 六 療養の給付の決定 七 入院時食事療養費、入院時生活療養費、 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養	一 事業計画及び運営方針の決定 二 療養の給付を受ける場合の一部負担 金の減免及び猶予	一 事業計画及び運営方針の決定 二 療養の給付を受ける場合の一部負担 金の減免及び猶予	一 事業計画及び運営方針の決定 二 療養の給付を受ける場合の一部負担 金の減免及び猶予	一 事業計画及び運営方針の決定 二 療養の給付を受ける場合の一部負担 金の減免及び猶予	

保険料の賦課等	
一 賦課決定及び更正 二 公示送達 三 保険料の減免及び徴収猶予（典型的なものに限る。）	<p>八 費、特別療養費及び移送費の支給の決定 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給の決定</p> <p>九 葬祭費の支給の決定</p> <p>十 資格証明書の交付を受けている世帯主に対する保険給付の全額又は一部の支払の差止めの決定及び差止給付額からの滞納保険税額の控除の決定</p> <p>十一 入院時食事療養費、入院時生活療養費に係る標準負担額の認定及び認定証の交付</p> <p>十二 特定疾病の認定及び療養受療証の交付</p> <p>十三 第三者行為に対する請求</p> <p>十四 不正、不当利得の徴収</p> <p>十五 健康診査の実施</p>

」を「

		各課共通（ただし、各課専決事項において別に定める場合を除く。）		一般事務
事務分掌	事務局の事務分掌及び所掌事務の調整	総合調整	所管に属する運営の総合調整	
進達	調査、報告、照会、回答の結果、将来に影響を及ぼすおそれのあるもの	告示、公示、送達	要綱等の制定及び改廃	上記以外のもの
原簿及び台帳の作成等	原簿、台帳等の作成、訂正及び記載の確認	届出書の受理	届出書、申請書及び請願書等の受理	
国・県支出金等の申請及び精算	原簿、台帳等の作成、訂正及び記載の確認	広報広聴	一 広報活動の実施の決定 二 広報の取材及び編集発行	上記を除く、行政文書の全部開示又は一部開示決定及び不開示決定
情報公開	公益上の理由による行政文書の開示決定	個人情報保護	個人の権利利益の保護のための保有個人情報の開示決定	上記を除く、保有個人情報の全部又は一部開示決定及び不開示決定
			一 上記を除く、保有個人情報の全部又は一部開示決定及び不開示決定	
			二 保有個人情報の訂正決定等	
			三 保有個人情報の利用停止決定等	





業務課										職務に専念する義務の免除		共済組合	
												職員の共済組合員資格の取得、喪失その他の届出及び各種給付金の請求	
後期高齢者医療事務	財政関係事務	予算	支出命令	公金振替命令	支出し命令	健康診断	採用時及び定期的な職員に対する健康診断	細節の流用	すべての支出命令	断	職員	職務に専念する義務の免除	
資格管理及び給付等		一 目節の流用（予算で定めるものを含む）	二 予備費の充用	三 繰出金の決定	一 事業計画及び運営方針の決定	二 療養の給付を受ける場合の一部負担金の減免及び猶予	一 被保険者の資格得喪の決定	二 被保険者の障害の認定	三 負担区分の判定	七 入院時食事療養費、入院時生活療養費、	六 療養の給付の決定	五 診療報酬請求の審査及び過誤の調整	三 後期高齢者医療に関する条例の制定及び改廃に関する県との協議

保険料の賦課等	<p>八 保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費及び移送費の支給の決定      八 高額療養費及び高額介護合算療養費の支給の決定</p> <p>九 葬祭費の支給の決定</p> <p>十 資格証明書の交付を受けている世帯主に対する保険給付の全額又は一部の支払の差止めの決定及び差止給付額からの滞納保険税額の控除の決定</p> <p>十一 入院時食事療養費、入院時生活療養費に係る標準負担額の認定及び認定証の交付</p> <p>十二 特定疾病の認定及び療養受療証の交付</p> <p>十三 第三者行為に対する請求</p> <p>十四 不正、不当利得の徴収</p> <p>十五 高齢者保健事業の実施</p>	
三 二 一 保険料の減免及び徴収猶予（典型的な公示送達）	<p>一 賦課決定及び更正</p>	

」に改め、同表に次のように加える。

ものに限る。)

この規程は、公布の日から施行する。  
附 則

会計課	会計関係事務	基金	基金の増減及び運用の決定（指定金融機関への決済用預金以外の預金に限る。）
歳入歳出歳計現金		資金運用の決定（指定金融機関への決済用預金以外の預金に限る。）	